

第1回 介護予防・日常生活支援総合事業事業者説明会 次第

I 開会

II 挨拶

III 説明内容

- 1.地域包括ケアシステムの構築について
- 2.介護予防・日常生活支援総合事業について
- 3.沼津市の事業（案）について
- 4.今後の予定について

IV 閉会

【資料】

資料1：「介護予防・日常生活支援総合事業」についての事業者説明会

資料2：サービスコード表

資料3：沼津市総合事業Q&A

日時：平成28年8月24日（水）

第1回10:00～（2時間程度）

（対象：地域密着型通所介護事業所、訪問介護事業所）

第2回14:00～（2時間程度）

（対象：通所介護事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、フィットネスクラブ）

場所：サンウェルぬまづ 4階 多目的ホール

第1回 「介護予防・日常生活支援総合事業」 についての事業者説明会（資料1）



平成28年8月
沼津市長寿福祉課

【目 次】

- 1.地域包括ケアシステムの構築について
- 2.介護予防・日常生活支援総合事業について
- 3.沼津市の事業（案）について
- 4.今後の予定について



1.地域包括ケアシステムの構築について

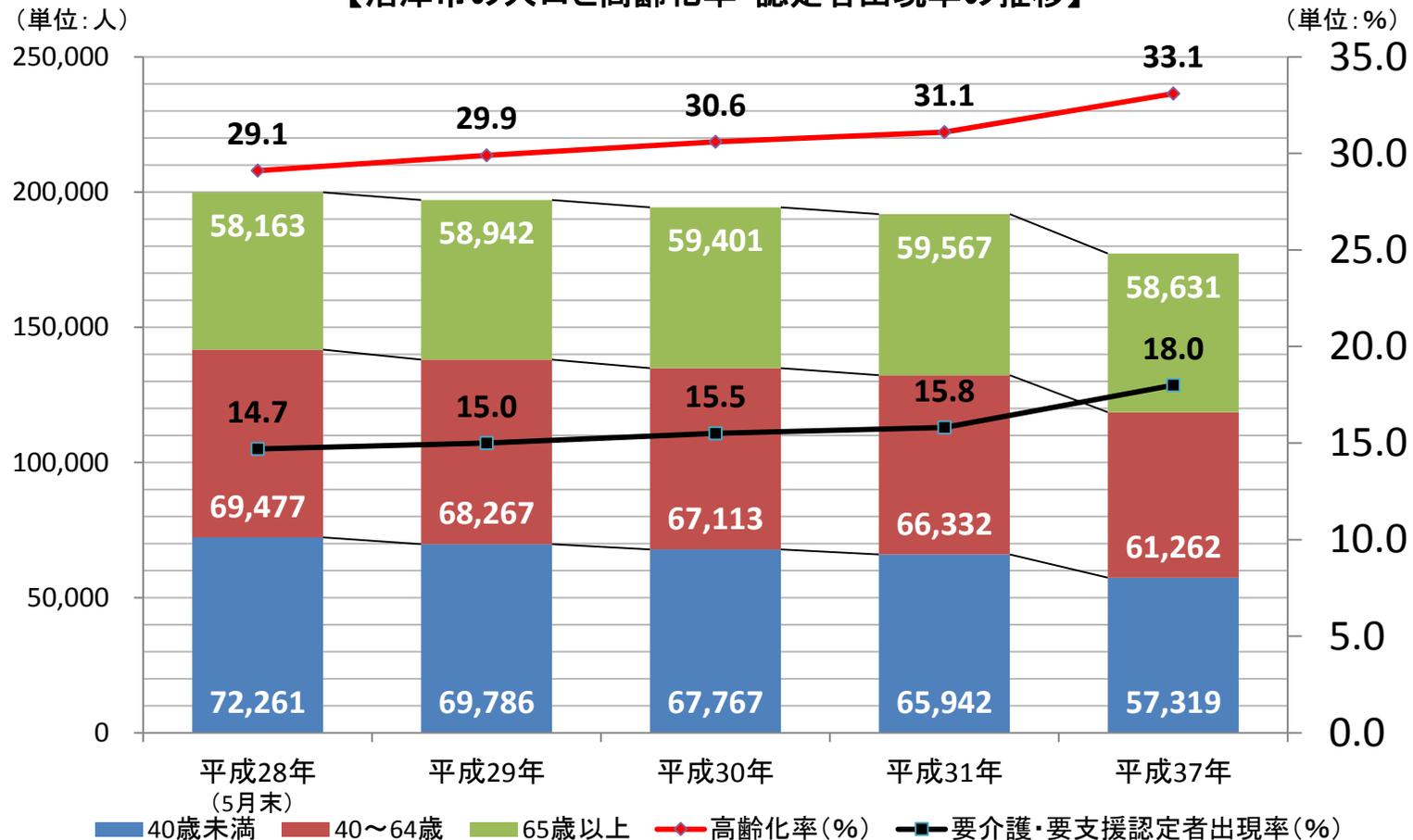


「地域包括ケアシステム」構築の背景

＜高齢者の現状と今後の課題＞

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向けて、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、要介護・要支援認定者の増加が予想されるなか、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を実現するとともに、高齢者を社会全体で支え合う介護保険制度の持続可能性を確保することが求められています。

【沼津市の人口と高齢化率・認定者出現率の推移】



「高齢者ができるだけ住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会」地域包括ケアシステムの実現

高齢者ができるだけ住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を実現するためには、住まいを中心として医療・介護・生活支援・介護予防が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」の構築が必要とされます。

「地域包括ケアシステム」は、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて、地域住民、介護サービス事業所、医療機関、行政等と協力し構築するもので、市及び地域包括支援センターが中心的な役割を担います。

【地域包括ケアシステムの姿】

病気になったら…

医療



病院:
急性期、回復期、慢性期

日常の医療:

- ・かかりつけ医、有床診療所
- ・地域の連携病院
- ・歯科医療、薬局

通院・入院

介護が必要になったら…

介護



■在宅系サービス

- ・訪問介護・訪問看護
- ・通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・短期入所生活介護
- ・福祉用具
- ・24時間対応の訪問サービス
- ・看護小規模多機能型居宅介護

■介護予防サービス

- ・自宅
- ・サービス付き高齢者向け住宅等

■施設・居住系サービス

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・認知症共同生活介護
- ・特定施設入所者生活介護等

通所・入所

住まい



いつまでも元気に暮らすために…

生活支援・介護予防



地域包括支援センター
ケアマネジャー

相談業務やサービスのコーディネートを行います。

※ 地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域(具体的には中学校区)を単位として想定

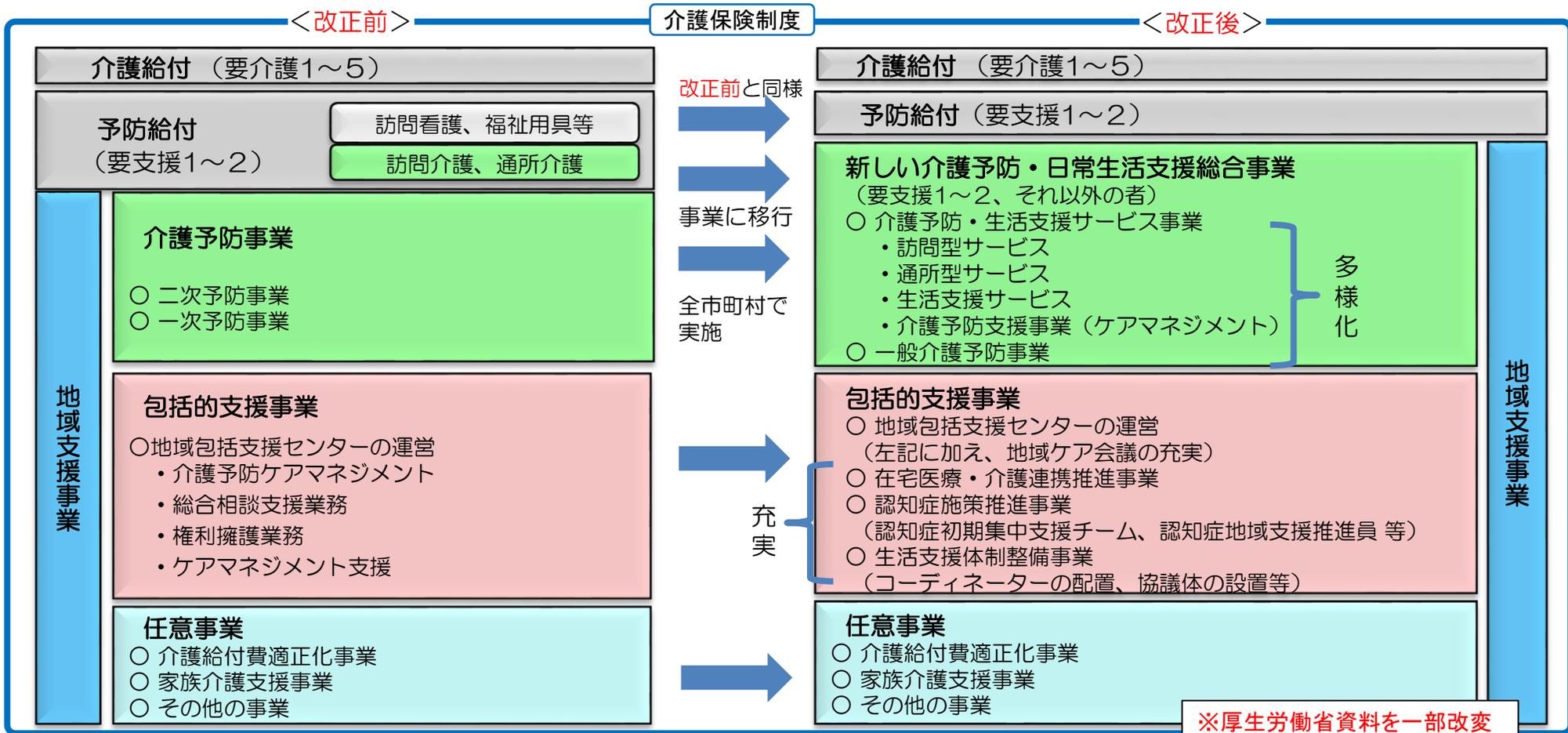
※厚生労働省資料を一部改変

介護保険制度の見直し

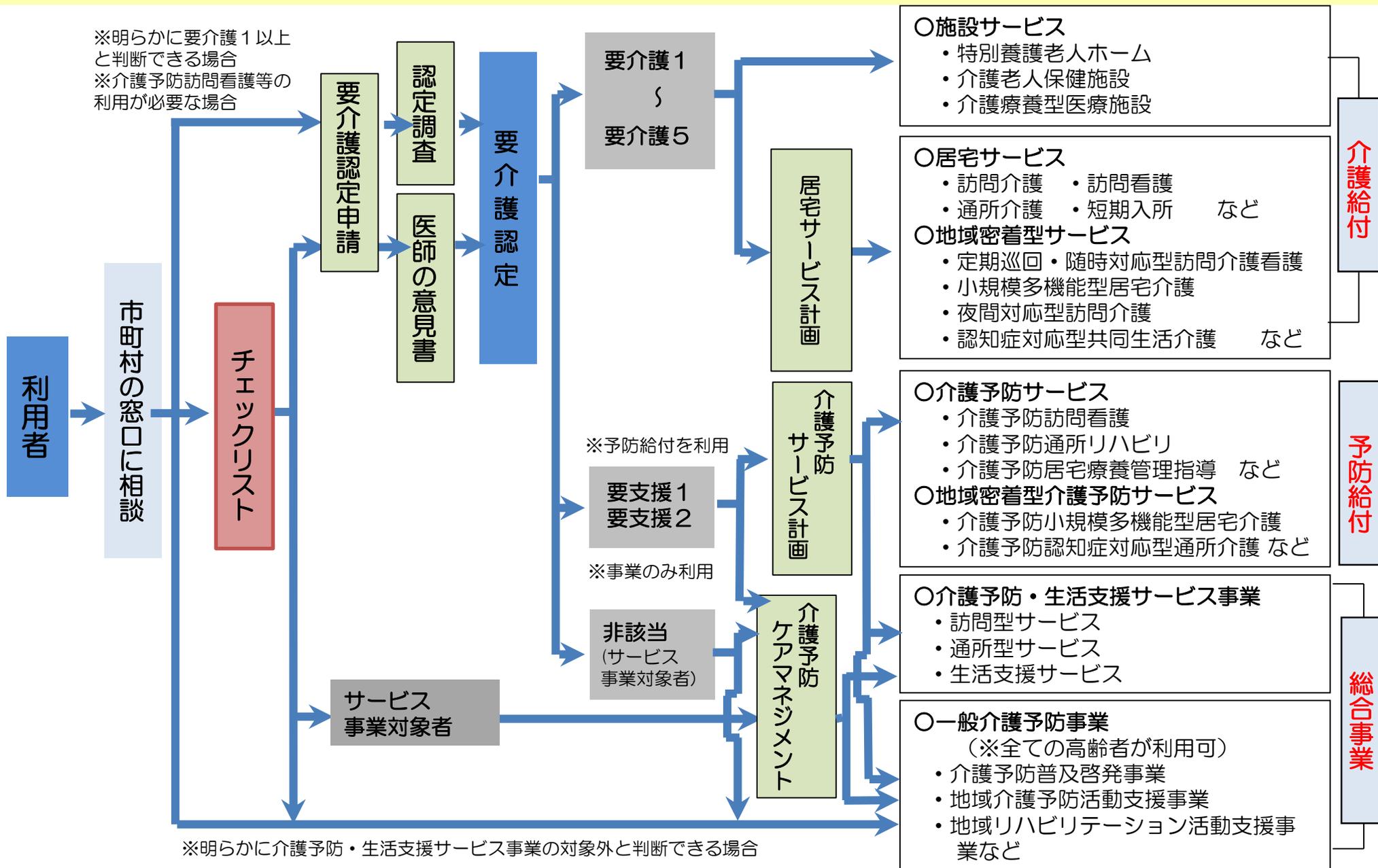
「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みのひとつとして、介護保険法が改正され、予防給付の見直しを行い、「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施が市町村に義務付けられました。

これまで、全国一律の基準で行われていた訪問介護・通所介護について、既存の介護サービス事業所によるサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用した高齢者支援を行うことができるような制度になりました。

また、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策推進事業、生活支援体制整備事業などが新たに追加され、全体として、医療・介護・生活支援・介護予防が包括的に確保できる制度となりました。



サービス利用の流れ



2.介護予防・日常生活支援総合事業について



国の示した「介護予防・日常生活支援総合事業」の構成

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

- (従来の要支援者)
- ・要支援認定を受けた者(要支援者)
- ・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

訪問型サービス (第1号訪問事業)

- ・現行の訪問介護相当
 - ①訪問介護
- ・多様なサービス
 - ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
 - ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
 - ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
 - ⑤訪問型サービスD(移動支援)

通所型サービス (第1号通所事業)

- ・現行の通所介護相当
 - ①通所介護
- ・多様なサービス
 - ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
 - ③通所型サービスB(住民主体による支援)
 - ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)

- ①栄養改善を目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)

※上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

一般介護予防事業

- ・第1号被保険者の全ての者
- ・その支援のための活動に関わる者

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行（介護予防・生活支援サービス事業）

多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、予防給付の訪問介護、通所介護は、総合事業にすべて移行（平成29年度末まで）し、その他のサービスは、従来どおり予防給付によるサービスを利用します。

予防給付によるサービス

- ・訪問介護
- ・通所介護

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入所者生活介護
- ・短期入所生活介護
- ・訪問入浴介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・福祉用具販売
- ・住宅改修

など



新しい総合事業によるサービス （介護予防・生活支援サービス事業）

訪問型サービス

- ・多様な担い手による生活支援

通所型サービス

- ・ミニデイなどの通いの場
- ・運動、栄養、口腔ケア等の教室

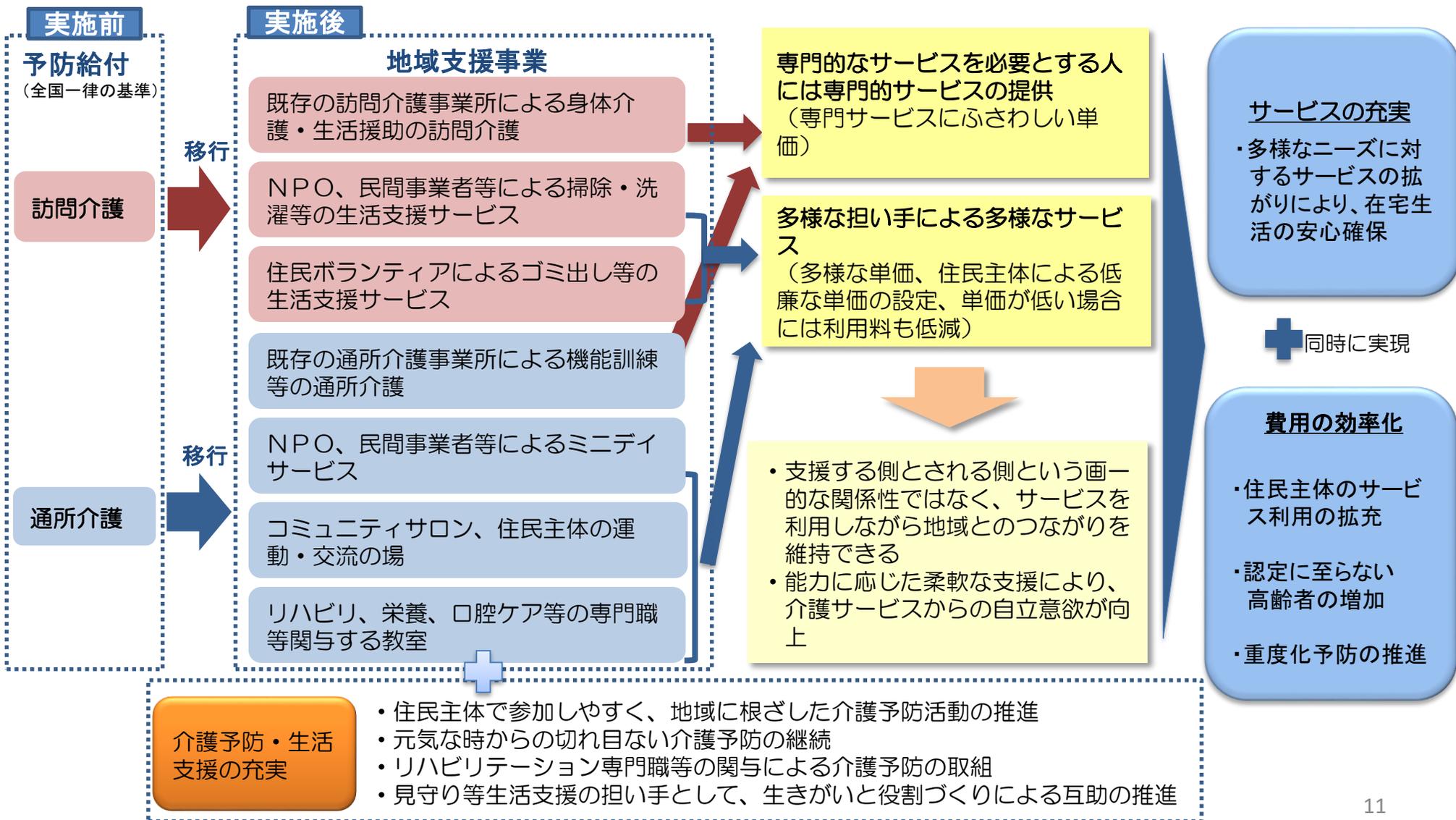
生活支援サービス

従来通り
予防給付で行う

※多様な主体による多様なサービスの提供を推進
※総合事業のみ利用の場合は、基本チェックリスト該当で利用可

介護予防・生活支援サービスの充実

これまで、全国一律の基準で行われていた訪問介護・通所介護について、介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用した高齢者支援を行うことができるようになりました。また、高齢者自身を活用した高齢者支援という新たな視点も加わりました。

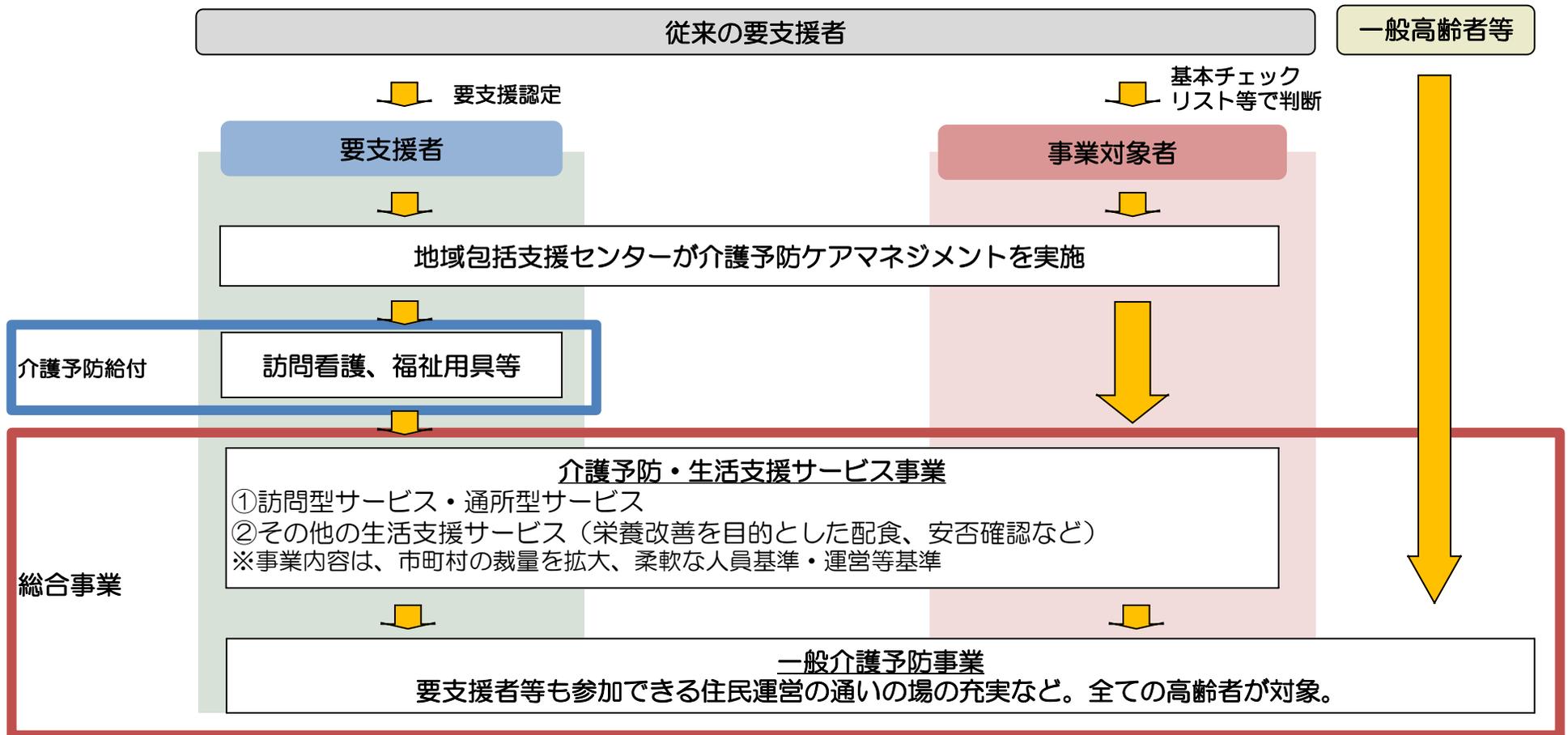


総合事業利用の流れ

地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業（介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業）のサービスと介護予防給付のサービス（要支援者のみ）を組み合わせます。

介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、基本チェックリストを使用して、「介護予防・生活支援サービス事業対象者」となるかを判断し、対象者と判断された場合は、サービス利用が可能になります。

※第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行います。



「地域包括ケアシステム」構築に向けた沼津市の取り組み

【介護予防・日常生活支援総合事業の実施と目的】

沼津市では、「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、これまでの予防給付の見直しを行い、平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施します。

実施に当たっては、以下の目的の実現に向け、取り組んで参ります。

要介護状態になることを予防する事業を充実し、高齢者の自立を促進します。

- 高齢者の健康状態にあったサービス選択が可能となり、高齢者の自立促進につながります。
- 高齢者の生活スタイルに合わせたサービス選択が可能となり、利便性が向上します。
- 高齢者が在宅での生活を続けるために必要なサービス体制を整備することで、できるだけ住み慣れた地域で生活できるようになります。
- 高齢者の利用状況に応じたサービス単価を設定することで、利用者負担額の軽減につながります。
- 介護予防事業が充実することで、要介護認定に至らない高齢者が増加することにより、費用の効率化につながります。

社会参加の促進事業を充実し、高齢者の自立を促進します。

- 新たなサービスの担い手として高齢者を育成することで、人材の確保につながります。
- 新たなサービスの提供事業所等で高齢者を雇用するよう推進することで、高齢者の雇用拡大につながります。
- 介護の専門職以外の新たなサービスの担い手が増加することで、介護の専門職が中重度者へのサービス提供にシフトしていくことにつながります。
- 社会参加や就業により、高齢者が生きがいを持つことで、要介護認定に至らない高齢者が増加することにより、費用の効率化につながります。

3.沼津市の事業（案）について



沼津市が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」の構成（案）

 = 沼津市実施予定事業

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

- (従来の要支援者)
- ・ 要支援認定を受けた者 (要支援者)
 - ・ 基本チェックリスト該当者 (介護予防・生活支援サービス対象事業者)

訪問型サービス (第1号訪問事業)

- ・ 現行の訪問介護相当
 - ①訪問介護
- ・ 多様なサービス
 - ②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)
 - ③訪問型サービスB (住民主体による支援)
 - ④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
 - ⑤訪問型サービスD (移動支援)

通所型サービス (第1号通所事業)

- ・ 現行の通所介護相当
 - ①通所介護
- ・ 多様なサービス
 - ②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
 - ③通所型サービスB (住民主体による支援)
 - ④通所型サービスC (短期集中予防サービス)

その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)

- ①栄養改善を目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援 (訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)

一般介護予防事業

- ・ 第1号被保険者の全ての者
 - ・ その支援のための活動に関わる者
- ①介護予防把握事業
 - ②介護予防普及啓発事業
 - ③地域介護予防活動支援事業
 - ④一般介護予防事業評価事業
 - ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

訪問型サービス（1）国が示したサービス類型

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員（訪問介護事業者）	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職（市町村）	

訪問型サービス（2）沼津市が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」

	①訪問介護	②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）
サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス
サービス提供者	管理者、訪問介護職員	管理者、従事者（沼津市指定研修修了者等）
サービス内容	身体介護（食事・服薬の介助、入浴の介助等） 生活援助（買い物、調理、清掃、洗濯）	生活援助（買い物支援、調理支援、清掃・洗濯支援等、 身体介護を伴わないもの）
サービス対象者	要支援者	要支援者等
実施主体	訪問介護事業者	訪問介護事業者
サービス費	現行のサービス費を準用 ※1回単位を新たに設定	現行のサービス費を70%に減じた額 ※1回単位を設定
利用回数	ケアプランに応じて、週1回程度～週2回を超える程度を選択（1回60分以内）	ケアプランに応じて、週1回程度～週2回を超える程度を選択（1回60分以内）

通所型サービス（1）国が示したサービス類型

通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、 自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者（例）	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

その他の生活支援サービス

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等）からなる。

通所型サービスの類型（2）沼津市が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」

		①通所介護	②通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）		
サービス種別		現行相当サービス	1日デイサービス	半日デイサービス	短期集中運動器機能向上サービス
サービス提供者		管理者、生活相談員、機能訓練指導員、看護師、介護職員	管理者、従事者（沼津市指定研修修了者等）	管理者、従事者（沼津市指定研修修了者等）	管理者、機能訓練指導員、従事者
サービス内容		身体介護（食事・服薬・入浴介助等） 生活機能向上のための機能訓練、レクリエーション等	運動・レクリエーション等	運動・レクリエーション等	生活機能向上のための機能訓練、運動
サービス対象者		要支援者	要支援者等	要支援者等	要支援者等
実施主体		通所介護事業者	通所介護事業者	通所介護事業者	通所介護事業者、フィットネスクラブ
サービス費		現行のサービス費を準用 ※1回単位を新たに設定	現行のサービス費を80%に減じた額 ※1回単位を設定	現行のサービス費を80%に減じた額から時間等による逓減 ※1回単位を設定	現行サービス費から時間等による逓減 ※1回単位を設定
サービス提供時間		現行に準じる	5時間以上	3時間以上5時間未満	90分以上
利用回数	要支援1	現行に準じる	最大週1回	最大週1回	最大週1回
	要支援2	現行に準じる	最大週2回	最大週2回	最大週2回

基準緩和サービスの沼津市指定研修について

訪問型サービスの基準緩和サービスと通所型サービスの基準緩和サービス（1日デイサービス・半日デイサービス）の従事者については、以下項目を含めた研修を雇用事業所にて実施していただきます。

※同内容の講座を12月頃市で実施しますので、この講座を修了した方については、指定研修修了者とみなします。

項目	内容（案）	時間数（目安）
1	介護保険制度（総合事業含む）の理解	60分
2	活動先となるサービスの理解と活動内容	30分
3	高齢者のこころとからだの理解	60分
4	介護予防のポイント（運動、栄養、口腔、外出、こころの健康、もの忘れ予防）	60分
5	認知症サポーター養成講座	60分
6	コミュニケーションや傾聴の技法、疑似体験	60分
7	身体介護と生活援助、できることとできないこと	60分
8	清潔・衛生の確保、職業倫理、人権擁護、守秘義務	120分
9	緊急時の対応方法	60分

沼津市の訪問型・通所型サービスのサービスコードと指定申請について

サービス名		サービスコード	事業所別	指定申請の有無
訪問	現行相当サービス	A1	みなし指定訪問介護事業所 (平成27年3月31日以前指定事業所)	無
		A2	新規指定事業所 (平成27年4月1日以降指定事業所)	有
	基準緩和サービス	A2	訪問介護事業所 (サービスを実施する事業所全て)	有
通所	現行相当サービス	A5	みなし指定通所介護事業所 (平成27年3月31日以前指定事業所)	無
		A6	新規指定事業所 (平成27年4月1日以降指定事業所)	有
	基準緩和サービス	A6	通所介護事業所 (サービスを実施する事業所全て)	有
		A6	通所介護事業所 (サービスを実施する事業所全て)	有
		A7	通所介護事業所・フィットネスクラブ等 (サービスを実施する事業所全て)	有

認定状態区分による1か月あたりの支給限度額・利用者負担割合・地域単価について

【支給限度額】

認定状態区分	利用可能サービス	1か月あたりの支給限度額	利用者負担
要介護認定者	介護給付	要介護度による（従来どおり）	原則1割、一定以上所得者は2割
要支援認定者	○予防給付のみ ○予防給付＋総合事業 ○総合事業のみ	要支援2：10,473単位 （従来どおり） 要支援1：5,003単位 （従来どおり）	
事業対象者	総合事業のみ	5,003単位	

【地域単価設定】

サービス種類		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
訪問型サービス	A1: 現行相当サービス(みなし)	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
	A2: 現行相当サービス(新規指定) A2: 基準緩和サービス	10円 又は 11.40円	10円 又は 11.12円	10円 又は 11.05円	10円 又は 10.84円	10円 又は 10.70円	10円 又は 10.42円	10円 又は 10.21円	10円
通所型サービス	A5: 現行相当サービス(みなし)	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円
	A6: 現行相当サービス(新規指定) A6: 基準緩和サービス(1日・半日)	10円 又は 10.90円	10円 又は 10.72円	10円 又は 10.68円	10円 又は 10.54円	10円 又は 10.45円	10円 又は 10.27円	10円 又は 10.14円	10円
	A7: 基準緩和サービス(短期集中運動器機能向上)	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円
介護予防ケアマネジメント	AF: 介護予防ケアマネジメント	10円 又は 11.40円	10円 又は 11.12円	10円 又は 11.05円	10円 又は 10.84円	10円 又は 10.70円	10円 又は 10.42円	10円 又は 10.21円	10円

沼津市

【訪問型サービスの実施方法】

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス
実施方法	市が直接実施	市が直接実施
	指定事業者による実施	指定事業者による実施
	市が委託して実施	市が委託して実施

【通所型サービスの実施方法】

サービス種別	現行相当サービス	1日デイサービス	半日デイサービス	短期集中運動器機能向上サービス
実施方法	市が直接実施	市が直接実施		市が直接実施
	指定事業者による実施	指定事業者による実施		指定事業者による実施
	市が委託して実施	市が委託して実施		市が委託して実施

事業者指定について

【平成27年3月31日までに予防訪問・通所事業者の指定を受けている事業所】

○総合事業の現行相当サービスについては、平成30年3月31日まで指定を受けているものとみなされますので、新たに指定申請を行う必要はありません。

〈みなし指定の有効期間〉

平成27年4月1日～平成30年3月31日まで（3年間）

○「みなし指定」を受けた事業者について、平成30年4月1日以降も現行相当サービスを継続する場合には、総合事業の指定の更新を受ける必要があります。

○訪問型基準緩和サービス及び通所型基準緩和サービスを提供するためには、別途指定申請が必要です。

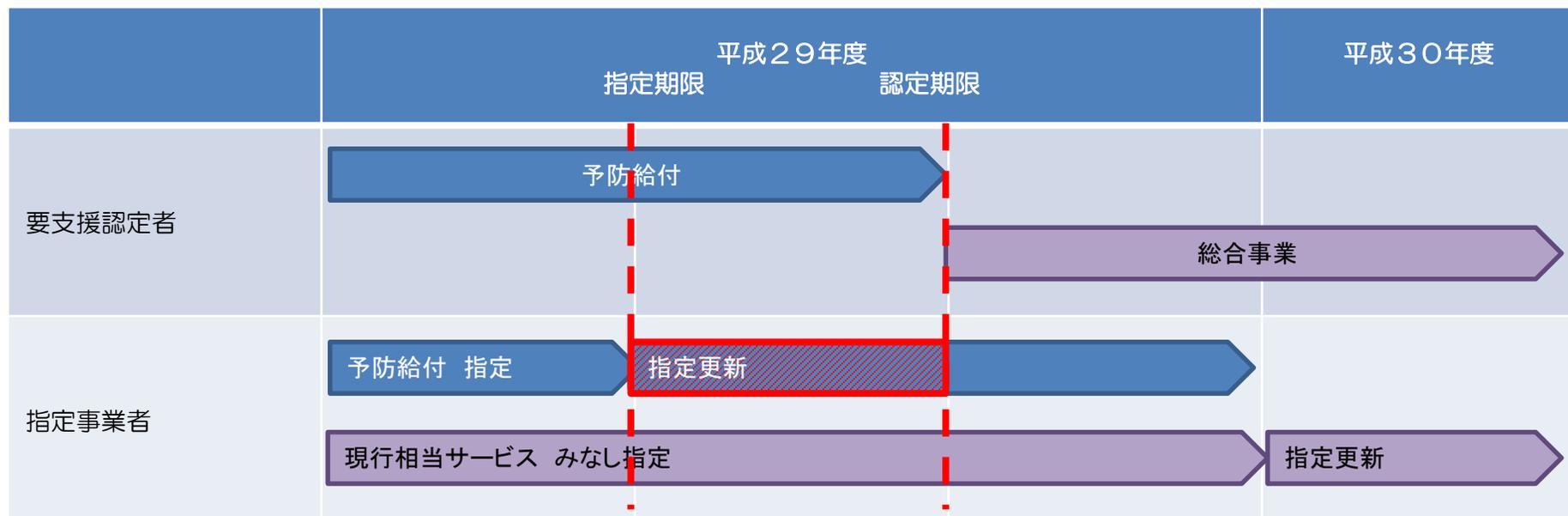
【平成27年4月1日以降に予防訪問・通所事業者の指定を受けた事業所】

○総合事業の現行相当サービスについて、「みなし指定」を受けておりません。新たに指定申請を行う必要があります。

○訪問型基準緩和サービス及び通所型基準緩和サービスを提供するためには、別途指定申請が必要です。

●申請書類・受付期間については、改めてお知らせいたします。指定を受けたい事業者については、忘れずにご対応をお願いいたします。

【要支援認定と事業者指定について】



【事業者指定等申請手数料について】

		介護予防 訪問介護	介護予防 通所介護	介護予防 地域密着型	総合事業	
					訪問型サービス	通所型サービス
指定	静岡県	15,000円	15,000円			
	沼津市			15,000円	○	○
指定更新	静岡県	8,000円	8,000円			
	沼津市			8,000円	○	○

沼津市が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」 (1) 訪問型サービスの人員・運営等基準

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和サービス
人員	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者※1 常勤・専従1以上 ○訪問介護員等 常勤換算2.5以上 資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 ○サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上※2 資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者 <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者※1 専従1以上 ○従事者 1以上 資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は沼津市指定研修修了者 ○訪問事業責任者 1以上 資格要件：従事者に同じ <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等

沼津市が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」(2) 通所型サービスの人員・運営等基準

サービス種別	現行相当サービス	1日デイサービス	半日デイサービス	短期集中運動器機能向上サービス
人員	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者※1 常勤・専従1以上 ○生活相談員 専従1以上 ○看護職員 専従1以上 ○介護職員 ～15人 専従1以上 16人～利用者5人に専従1以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ○機能訓練指導員 1以上 <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者※1 専従1以上 ○従事者 ～15人 専従1以上 16人～利用者10人に専従1以上 <p>資格要件：生活相談員・看護職員・機能訓練指導員・訪問介護員等の要件を満たす者又は沼津市指定研修修了者</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>⇒生活相談員、看護職員及び機能訓練指導員の設置は必須としない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者※1 専従1以上 ○従事者 ～15人 専従1以上 16人～利用者5人に専従1以上 <p>○機能訓練指導員、健康運動指導士又は健康運動実践指導者 専従1以上</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>⇒生活相談員及び看護職員の設置は必須としない。</p>	
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○食堂・機能訓練室 (3㎡×利用定員以上) ○静養室・相談室・事務室 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員以上) ○相談室・事務室 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員以上) ○事務室 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備・備品 	
運営	<ul style="list-style-type: none"> ○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供等 	

介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方（1）

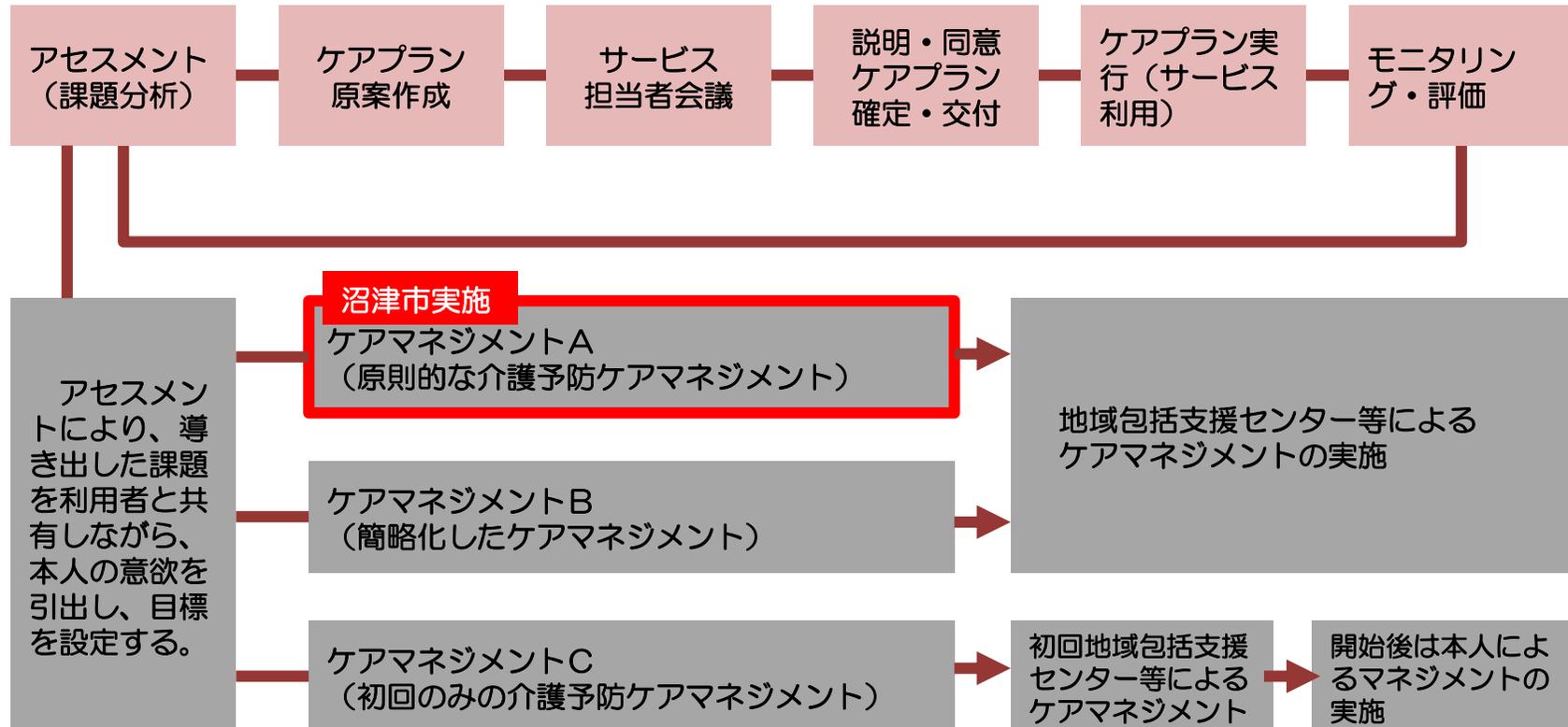
【介護予防ケアマネジメントとは】

「高齢者が要介護状態になることをできるだけ防ぐ（遅らせる）」

「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」

高齢者自身が地域における自立した日常生活をおくれるよう支援するものであり、従来からのケアマネジメントのプロセスに基づくものです。

【介護予防ケアマネジメントの具体的な考え方】



介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方（2）

【介護予防ケアマネジメントの類型と考え方】

沼津市では、ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）のみを行うことを予定しております。

沼津市実施	①ケアマネジメントA （原則的な介護予防ケアマネジメント）	②ケアマネジメントB （簡略化した介護予防ケアマネジメント）	③ケアマネジメントC （初回のみ介護予防ケアマネジメント）		
<ul style="list-style-type: none"> 介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合 訪問型サービスC、通所型サービスCを利用する場合 その他地域包括支援センターが必要と判断した場合 	アセスメント →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始 →モニタリング 【給付管理】	<ul style="list-style-type: none"> ①又は③以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合（指定事業所以外）の多様なサービスを利用する場合等） 	アセスメント →ケアプラン原案作成（→サービス担当者会議） →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始（→モニタリング（適宜））	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合（※必要に応じ、その後の状況把握を実施） 	アセスメント →ケアマネジメント結果案作成 →利用者への説明・同意 →利用するサービス提供者等への説明・送付 →サービス利用開始

※（ ）内は、必要に応じて実施

【介護予防ケアマネジメントの類型における各プロセスの実施】

	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
アセスメント	●	●	●
ケアプラン原案作成	●	●	—
サービス担当者会議	●	▲	—
利用者への説明・同意	●	●	●
ケアプラン確定・交付	●	●	(●) ケアマネジメント結果
サービス利用開始	●	●	●
モニタリング	●	▲	—

沼津市実施

※●：実施要 ▲：必要に応じて実施

介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方（3）

【サービス提供開始の翌月から3か月を1クールとしたときの考え方】

ケアマネジメント	ケアプラン	利用サービス		サービス提供開始月	翌月	翌々月	3か月目
沼津市実施 ケアマネジメントA	作成あり	指定事業者のサービス	サービス担当者会議	○	×	×	○
			モニタリング等	×（※1）	○（※1）	○（※1）	○（※1） （面接による）
			報酬	基本報酬（430単位）＋ 初回加算（※2）	基本報酬	基本報酬	基本報酬
		訪問型C・通所型Cサービス	サービス担当者会議	○	×	×	○
			モニタリング等	×（※1）	○（※1）	○（※1）	○（※1）
			報酬	基本報酬＋初回加算 （※2）	基本報酬	基本報酬	基本報酬
ケアマネジメントB （未実施）	作成あり	ケアマネジメントA、Cに属さないサービス	サービス担当者会議	△（必要時実施）	×	×	×
			モニタリング等	×	×	×	△ （必要時実施）
			報酬	（基本報酬－X－Y） ＋初回加算（※3）	基本報酬 －X－Y （※3）	基本報酬 －X－Y （※3）	基本報酬 －X－Y （※3）
ケアマネジメントC （未実施）	作成なし （ケアマネジメント結果の通知）	その他（委託・補助）のサービス	サービス担当者会議	×	×	×	×
			モニタリング等	×	×	×	×
			報酬	基本報酬＋初回加算を ふまえた単価	×	×	×
		一般介護予防・民間事業のみ	サービス担当者会議	×	×	×	×
			モニタリング等	×	×	×	×
			報酬	基本報酬＋初回加算を ふまえた単価	×	×	×

（※1） 指定事業者のサービスを利用する場合には、給付管理票の作成が必要 （※2） 基本報酬：予防給付の単価を踏まえた単価を設定

（※3） X：サービス担当者会議実施分相当単位、Y：モニタリング実施分相当単位

沼津市が実施する「一般介護予防事業」(1)

これまで実施していた二次予防事業及び一次予防事業については、通所型サービスに一部移行し、その他については、一般介護予防事業として、引き続き実施して参ります。

介護予防事業（～H28）		総合事業（H29～）	
二次予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・通所型介護予防教室 	一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・筋力パワーアップ教室 ・ノルディックウォーキング講習会 ・地域介護予防教室 ・認知症予防講演会 ・集団認知検査 ・認知症予防教室 ・高齢者サロン運営事業 ・介護予防サポーター養成講座 ・健康体操サポーター養成講座 ・セカンドライフ講座 ・地域出前健康講座
一次予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・筋力パワーアップ教室 ・ノルディックウォーキング講習会 ・地域介護予防教室 ・認知症予防講演会 ・集団認知検査 ・認知症予防教室 ・生きがい活動支援事業 ・高齢者サロン運営事業 ・介護予防サポーター養成講座 ・健康体操サポーター養成講座 ・セカンドライフ講座 ・地域出前健康講座 		

沼津市が実施する「一般介護予防事業」(2)

一般介護予防事業では、高齢者の社会参加に向けた取り組みとして、元気な高齢者が活躍できる場としての高齢者サロン等様々な活動拠点の構築支援を行って参ります。

また、様々な活動拠点で活躍する高齢者を育成するため、目的に応じた養成講座を開設するなど、人材育成に関する取り組みを併せて実施します。

その他、従来の運動器機能向上、認知症予防等に向けた取り組みも継続して実施します。

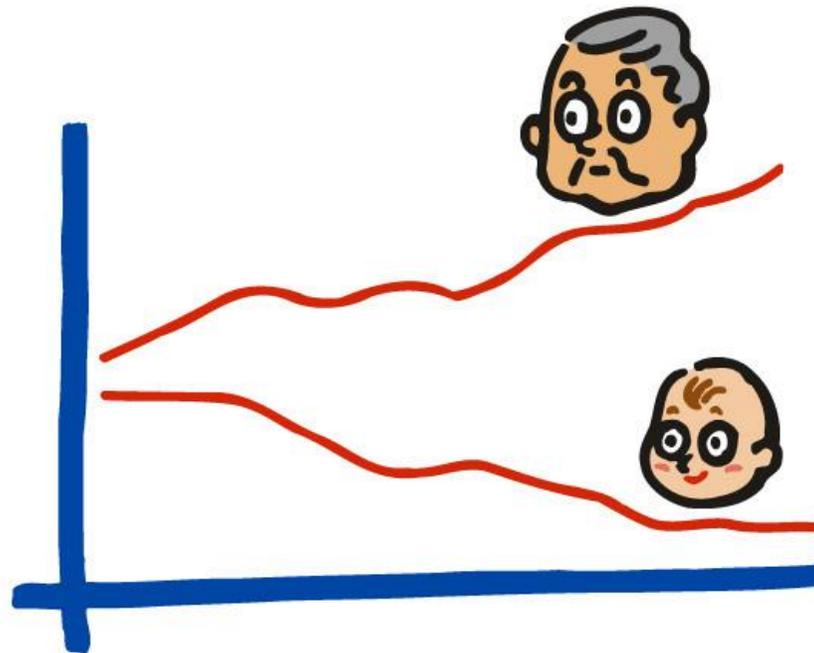
実施目的	内容
高齢者の活動の場の拡大	<ul style="list-style-type: none">• ボランティアの活動拠点の拡大 高齢者サロン及び認知症カフェ登録制度の実施と登録団体の拡大によるボランティア活動拠点の確保（平成28年度中に実施）、新たな介護予防サービス事業所でのボランティア受け入れ促進• 雇用の場の創出 新たな介護予防サービス事業所での高齢者雇用に向けた支援、地域や社会福祉協議会等による生活支援サービス提供体制の構築支援と高齢者雇用に向けた支援
人材育成 (介護予防サポーター養成講座と健康体操サポーター養成講座については平成28年度中に実施予定)	<ul style="list-style-type: none">• 介護予防サポーター養成講座の開設 高齢者サロン、認知症カフェ、新たな介護予防サービス事業所等で活動するボランティアや新たな介護予防サービス事業所従事者の育成• 健康体操サポーター養成講座の開設 高齢者サロン、認知症カフェ、新たな介護予防サービス事業所等での健康体操指導ボランティアの育成• セカンドライフ講座の実施 第二の人生をスタートする概ね60歳以上の方に対し、生きがいづくりとして社会参加等の意義及び効果を啓発する。

【インフォーマルサービスの登録制度の活用】

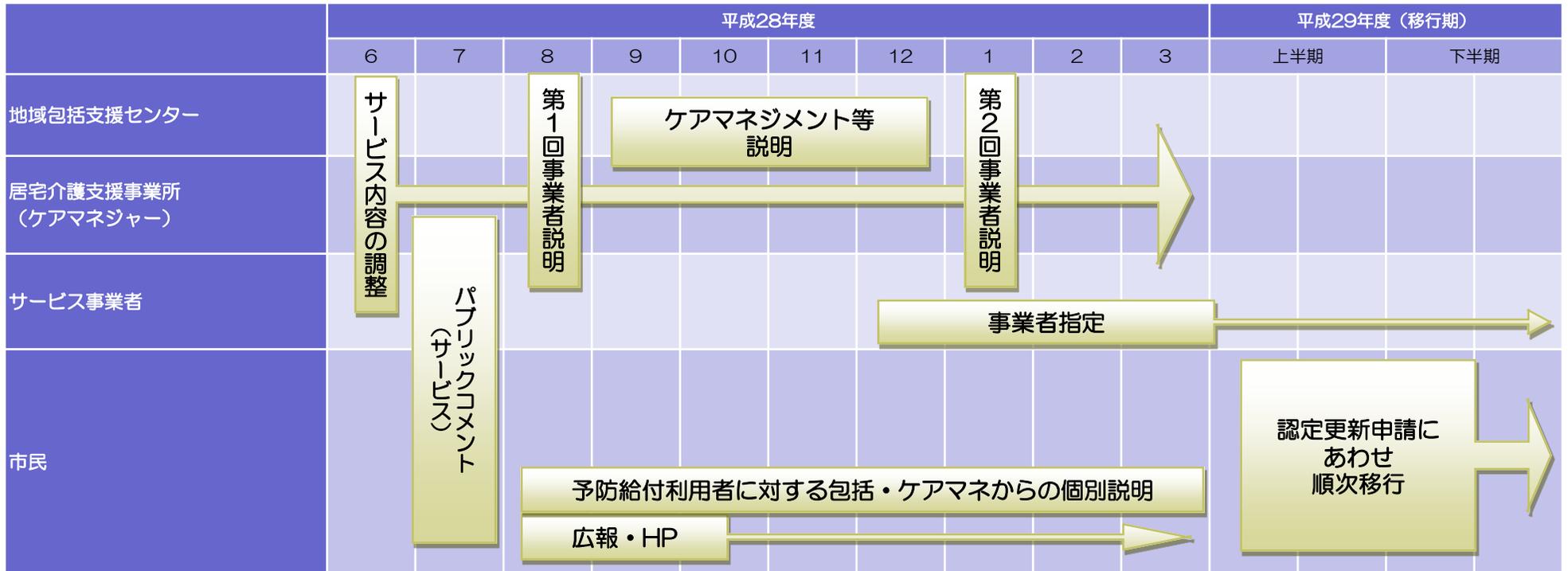
民間等が実施する高齢者の生活支援サービスを登録する3つの制度を開始しました。登録情報は高齢者やケアマネジャーに情報提供すると共に、高齢者の方々がボランティアや従事者として活動する場所の拡大を図ります。

制度名	内容
高齢者サロン登録制度	<p>介護サービス事業所、NPO、地区社会福祉協議会や地域住民等が実施する高齢者の居場所（サロン）活動を把握し、高齢者やケアマネジャーに情報提供します。</p> <p>登録者に対しては広告、市職員による出前講座やボランティアの派遣等支援を行います。</p>
認知症カフェ登録制度	<p>医療機関や介護サービス事業所等が実施する認知症の方やその家族のためのカフェ活動を把握し、認知症の方の家族やケアマネジャーに情報提供します。</p> <p>登録者に対しては広告、市職員による出前講座やボランティアの派遣等支援を行います。</p>
在宅生活応援サービス提供者登録制度	<p>配食・宅配・清掃その他高齢者の生活の支えとなる様々な取組みの提供者を把握し、高齢者やケアマネジャーに情報提供します。</p> <p>登録者に対しては広告等の支援を行います。</p>

4. 今後の予定について



総合事業への移行スケジュール



【現サービス利用者の総合事業移行時期の考え方】

原則：要支援認定有効期間内は、現行サービスの利用を継続。認定期間満了後に総合事業へ順次移行

